

第二次 南砺市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]（平成 30（2018）年度～平成 42（2030）年度） 【概要版】

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第 21 条により策定が義務づけられており、これに基づき、「第二次 南砺市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」として、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたものです。自然との共生による地域資源を活用した持続可能な循環型社会の構築を目指す「南砺市エコビレッジ構想」を基礎として、南砺市総合計画、環境基本計画等と連携し、地球温暖化対策の推進を図ります。



計画の基本的事項

計画の対象範囲

南砺市役所の事務事業（市が所有する全ての施設、公用車、指定管理者制度の対象施設）

計画の期間

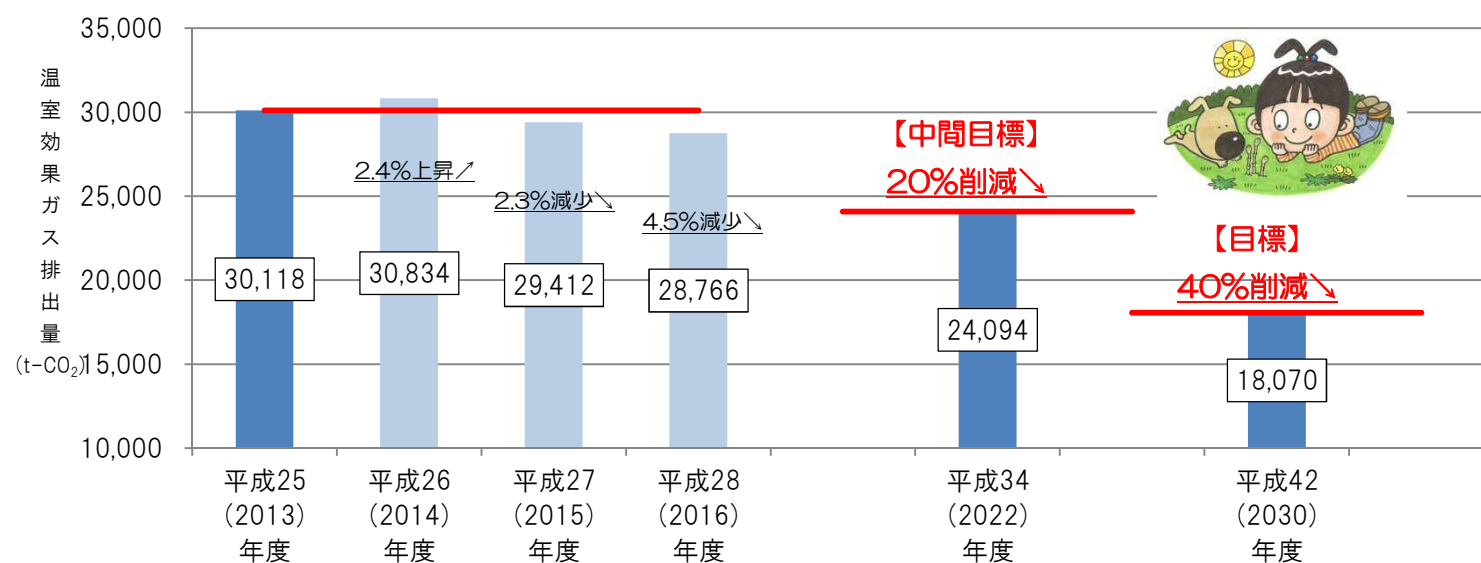
平成 30（2018）年度～平成 42（2030 年度）
※基準年度 平成 25（2013）年度

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

南砺市の事務事業における温室効果ガス排出量実績の推移

南砺市の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 25（2013）年度の 30,118 t-CO₂と比較すると、平成 26（2014）年度は 2.4 %上昇し、平成 27（2015）年度は 2.3 %減少、平成 28（2016）年度は 4.5 % 減少しています。



温室効果ガス削減目標

温室効果ガス排出量を平成 42（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で **40%**以上削減します。

主な取組内容

- **再生可能エネルギーの導入を推進します。**
 - 平成 32 年（2020）年度までに薪ボイラーの導入を計画しています。
- **省エネ設備改修などに関する取組**
 - LED 照明の導入、空調の高効率化等を促進します。
 - L2-TECK、トップランナー基準等を考慮し、より省エネ性能の高い設備導入を目指します。
- **施設管理での取組**
 - 施設管理者のための公共施設自主点検の手引き」等を参考に、これに基づく設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行い、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫などの取組を推進していきます。
- **職員共通の取組（省エネ行動）**
 - 不要な照明の消灯を徹底します。
 - 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯を行います。
 - 照明機器の点検、清掃に努めます。
 - クールビズ、ウォームビズを励行します。
 - 冷暖房時の温度管理を徹底します。
 - 空調のフィルター清掃に努めます。
 - パソコン、コピー機等の OA 機器は、長時間不在時には主電源をオフにします。
 - 公用車利用時にも、相乗りするなど効率化を図ります。
 - 廃棄物の発生量削減に努めます。
 - 紙の使用量削減に努めます。



計画の推進

本計画で定めた取組を着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACT（見直し）の PDCA サイクルに基づき、実施していきます。

